

8 金 農 第 1 4 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金山町長

市町村名 (市町村コード)	金山町 (07445)
地域名 (地域内農業集落名)	旧川口村・旧本名村 (川口、小栗山、八町、玉梨、西谷、本名)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業全体が高齢化しているため、担い手の確保が厳しい状況が続いている。

現在は担い手(認定農業者)や中小規模の農家により、水稻等の生産維持が行われているが、今後の高齢化や人口減少による農業者の減少、田畠の遊休農地化による獣害の増加等を考慮すると、後継者の確保は喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:55人(うち50歳代以下3人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の農地の維持を基本目標とし、農地条件や労働力を鑑みて担い手や中小規模農家へ集約を図るものとする。

水稻、赤カボチャ、エゴマなどの地域特産物の作付けを継続し、経営所得安定対策、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を充てながら地域を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

国の直接支払制度に位置付けている区域等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手や中小規模農家への集積、集約化をすすめ、必要に応じて農地中間管理機構(農地バンク)を活用する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新たな担い手等の参入があった場合は、積極的に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

圃場整備については、国の補助金を活用しなければ、できない事業であるが、補助要件が厳しい状況であり補助要件の緩和を要望しながら、必要な圃場整備に向けて情報を収集する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落内の担い手を中心に検討していく。また集落外からの新規就農者を積極的に受け入れ、助言支援等を行うことについて検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

遊休農地化を防止するため、国の直接支払制度に該当する農地については、事業体と調整のうえ取組を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵や花火を活用しながら被害防止に努める。

⑦畦畔、堰・水路の管理や草刈、病害虫防除など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払による保全管理を行う。